

平成22年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成２２年第１回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次
第１日（２月３日）

出席議員	・ ・ ・ ・ ・	１
欠席議員	・ ・ ・ ・ ・	１
説明員	・ ・ ・ ・ ・	１
議事補助員	・ ・ ・ ・ ・	２
議事日程	・ ・ ・ ・ ・	２
会議に付した事件	・ ・ ・ ・ ・	２
開会・開議宣告(午後３時４０分)	・ ・ ・ ・ ・	２
会議録署名者の指名	・ ・ ・ ・ ・	２
広域連合長の議会招集あいさつ	・ ・ ・ ・ ・	３
諸般の報告	・ ・ ・ ・ ・	３
日程第１	議席の指定について	４
日程第２	会期の決定について	４
日程第３	議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	４
日程第４	議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について	６
日程第５	議案第３号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）	８
日程第６	議案第４号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）	１０
日程第７	議案第５号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について	１６
議了宣告	・ ・ ・ ・ ・	１７
広域連合長の閉会あいさつ	・ ・ ・ ・ ・	１７
閉会宣告(午後４時２１分)	・ ・ ・ ・ ・	１７
会議録署名	・ ・ ・ ・ ・	１８

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第9号

平成22年2月3日（水曜日）国保会館6階会議室I

出席議員

1番	土井	哲男
2番	山田	春男
3番	馬庭	恭子
4番	中森	辰一
7番	小坂	智徳
8番	高下	正則
9番	松谷	成人
10番	小川	眞和
11番	浜本	洋児
12番	末宗	龍司
13番	木村	春雄
14番	竹内	光義
15番	細川	雅子
17番	登	宏太郎
19番	山本	一也
22番	馬上	勝登
23番	中	雅洋
24番	中本	正廣
25番	伊藤	久幸
26番	辰田	真司
27番	小川	信晃
28番	小林	貢

欠席議員

5番	竹川	和登
6番	森本	茂樹
16番	杉井	弘文
18番	青原	敏治
20番	中村	勤
21番	前田	勝男

説明員

広域連合長	伊藤	吉和
広域連合事務局長	奥	和彦
会計管理者兼会計課長	北林	光昭
総務課長	田中	祥孝
業務課長	田中	宏典
総務課企画財政係長	平山	勝秀

議事補助員

議会事務局長 藤永 隆司
議会事務局次長 堤本 浩二
書記 飛松 勝彦

議事日程（第 1 号）

（平成 22 年 2 月 3 日 午後 3 時 40 分開議）

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 平成 21 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 平成 21 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について |
-

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 3 時 40 分 開 会

○議長（土井哲男）

ただいまの出席議員 22 名です。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 22 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、12 番末宗議員、22 番馬上議員をご指名いたします。会議の開会に際しまして、広域連合長のあいさつがあります。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

広域連合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本来であれば、2月定例会は、新年度の予算案を審議していただく大切な議会があります。しかし、中心議題になるべき来年度から改定をする保険料率案が新政権による本制度の取扱いの変更などのために確定をいたしておりません。そこで当面、急いでご議決いただく必要のある議案について審議していただくため、この度、臨時会を招集させていただきました。

皆様には多くのお手間を取らせることになり、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

さて、ご承知のとおり、昨年8月30日に執行されました衆議院議員総選挙の結果、政権交代となり、与党の三党連立政権合意書に「後期高齢者医療制度の廃止」が謳われてございます。

そして、それを受けて後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度のあり方を検討するために、昨年11月には「高齢者医療制度改革会議」というものが政府のほうで設置され、第1回目の会議では、平成25年4月に新しい高齢者の医療制度が創設されるというスケジュール案も示されてございます。

即廃止という観測もございましたがそのような展開にはなっていないわけでありまして、従いまして広域連合としましては、この平成25年と言われている新制度が創設されるまでの間は、引き続き、現行制度の適切な運営を行っていくという義務がございます。そういうことに努めていかなければならないと考えております。

何卒皆様の引き続きのご協力をお願いいたします。

本日提出させていただいております議案につきましては、条例の一部改正、平成21年度補正予算案等重要案件でございます。

これらの案件につきまして何卒慎重にご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（土井哲男）

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、奥広域連合事務局長、北林会計管理者兼会計課長、田中総務課長、田中業務課長、総務課企画財政係平山係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

議場配布いたしました「平成21年度定期監査」及び「例月出納検査」の結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

△日程第1 「議席の指定について」

○議長（土井哲男）

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりでございます。

日程第1「議席の指定について」を議題とします。

「議席」は、ただいまご着席の議席といたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（土井哲男）

次に、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」

○議長（土井哲男）

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」でございます。

議案資料の1ページをお開きください。

概要といたしましては「広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の第

38 条について、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、条例中の規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

内容を説明いたします。

統計法等に基づく統計調査等によって集められました個人情報、個人が識別されない形で処理及び使用されていることや、統計法等において目的以外の使用の禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められるなど、個別の措置が講じられておるところでございます。

そのため、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例では、その第 38 条において統計法等に規定する統計調査等に係る個人情報につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定を適用しないものとし、その旨を統計法及び統計報告調整法を引用し規定していました。

このたび、統計法の全部改正それから統計報告調整法の廃止に伴い、法令番号、用語等が変わりましたため、必要な改正を行うものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第４ 「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」

○議長（土井哲男）

次に日程第４「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の２ページをお開きください。

まず、職員の勤務時間につきましては、平成２０年８月の人事院勧告に準じて１日の勤務時間を８時間から７時間４５分、１週間当たり４０時間から３８時間４５分へと勤務時間の短縮を行うものです。

次に、時間外勤務手当等の改定につきましては、労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を抑制し、またこうした超過勤務を命ぜられた職員の健康を確保するため、月６０時間を超える超過勤務に係る手当の支給割合を現行１００分の１２５を１００分の１５０に引き上げるとともに、引き上げ分の手当にかえて代替休を指定することができる制度を新設することとする改正を行うものであります。

なお、いずれも実施時期は、平成２２年の４月１日でございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。３番馬庭議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

３番馬庭議員。

◆３番（馬庭恭子議員）

議長３番。議案第２号はいわゆる時短条例のことだと認識をされていて、それをこちらの広域連合でも適用するというご提案だと思うのですが、まず広島県の中の市町で、いわゆる人事院勧告を受けて時短を可決したところと、まだ時短になっていないところとか、否決したところとか色々あると思うのですが、まずは市町の動向についてまず教えてください。

○議長（土井哲男）
事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

現在、時短の条例を行っております県内市町の状況でございます。平成22年4月時点で県内の23市町でございますけれども、18市町が実施または実施予定となっております。また、広域的な団体であります広島県も今年1月から実施しているという状況でございます。

◆3番（馬庭恭子議員）

18市町が時短条例になっていて、あと5市町がまだ未定ということですね。それでは時短を実施することによって広域連合の職員たちのいわゆる時間外の、時間外を含めてどれだけコスト高になるのでしょうか。

○議長（土井哲男）
事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

時間外の、勤務時間の短縮によるコストの増大でございますけれども、時間外勤務手当の時間単価に割り戻しますと3.2%上昇することになります。平成20年度の私どもの時間外勤務状況から判断いたしまして単純計算では約39万3千円ぐらいの上昇になるかと思っております。

○議長（土井哲男）
馬庭議員。

◆3番（馬庭恭子議員）

39万3千円、3.2%というのはどこでも言われているのですけれども、39万円が、全部の職員さんが今から1年間従来どおりやってこれだけになるということによろしいですか。

○議長（土井哲男）
事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

そのとおりでございまして、1日の勤務時間が7.75時間になりまして、一人当たりの時間単価が上がってくる。そういうことになりますと、このまま時間外の計算をすれば39万円になります。

◆ 4 番（馬庭恭子議員）

はい、よろしいです。

○議長（土井哲男）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（土井哲男）

それでは質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

3 番馬庭議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

3 番馬庭議員。

◆ 3 番（馬庭恭子議員）

議長 3 番です。私は非常に 39 万円という非常に少ない数値のように思えますけれど、広域連合は市町から大変優秀な人材を出しているということと、一番パソコンとか色々な事務事業をする上でも最新式のものが入っておりますので、私は反対したいと思います。

○議長（土井哲男）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（土井哲男）

ないものといたします。これを以って討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△日程第 5 「議案第 3 号 平成 21 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」

○議長（土井哲男）

次に、日程第５「議案第３号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第３号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」について」でございます。

議案書の５ページをお開きください。

平成２１年度一般会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７,４４７万３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億４,９４８万２千円とするものでございます。

引き続きまして議案書の６ページをご覧ください。

この補正の内容といたしまして、歳入では、「２款 国庫支出金」、「２項 国庫補助金」に１４万２千円を追加。

これは、広域連合運営審議会の開催に係る経費の一部が、国庫補助対象となったことに伴い、新たに計上するものでございます。

「４款 財産収入」、「１項 財産運用収入」に４０万８千円を追加。

これは、財政調整基金の運用による利子収入を計上するものでございます。

「６款 繰入金」、「１項 基金繰入金」を７,５０２万３千円の減額。

これは、歳出で特別会計繰出金が減額となることに伴い、この財源となる財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に議案書の７ページをお開きください。歳出でございます。

「２款 総務費」、「１項 総務管理費」に４０万８千円を追加。

これは、歳入で計上しております基金の運用による利子収入を、全額基金へ積み立てるために歳出予算で計上するものでございます。

「３款 民生費」、「１項 社会福祉費」を７,４８８万１千円の減額。

これは、後期高齢者医療特別会計で事務費を減額補正することに伴い、その財源となる特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第6 「議案第4号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」

○議長（土井哲男）

次に、日程第6「議案第4号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第4号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」でございます。

議案書の8ページをお開きください。

平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,543万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,254億5,146万1千円とするものでございます。

この補正の主な内容といたしましては、事務費の執行残見込額及びこの財源となる一般会計繰入金の減額や、長寿・健康づくり事業に係る事業費及び国庫補助金の計上、特別高額医療費共同事業に係る予算の整理等でございます。

9ページをお開きください。

歳入でございますが、「２款 国庫支出金」，「２項 国庫補助金」に１億 3,038 万 5 千円を追加。

これは、長寿・健康増進事業の財源として特別調整交付金を 8,000 万円追加した他、平成 20 年度に引き続き、特別高額医療費共同事業に係る拠出金が国庫補助対象となったこと等により 5,038 万 5 千円を追加したものでございます。

「５款 特別高額医療費共同事業交付金」，「１項 特別高額医療費共同事業交付金」を 4,663 万 8 千円の減額。

これは、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費を対象として、その 200 万円を超える部分についての財源補填とする目的で、国保中央会から交付される特別高額医療費共同事業交付金の見込額が、当初の見込みを下回るため、減額するものでございます。

続いて「６款 財産収入」，「１項 財産運用収入」に 402 万 2 千円を追加。

これは、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用による利子収入を計上するものでございます。

続きまして「８款 繰入金」，「１項 一般会計繰入金」を 7,488 万 1 千円の減額。

これは、歳出で事務費を減額することに伴い、その財源となります一般会計からの事務費繰入金を減額するものでございます。

「８款 繰入金」，「２項 基金繰入金」を 3,831 万 9 千円の減額。

これは、特別高額医療費共同事業に係る拠出金が国庫補助対象となったこと及び、調整交付金の返還額が減額となったことにより、これらの財源として予定しておりました給付準備基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に 10 ページをお開き下さい。歳出でございます。

「１款 総務費」 「１項 総務管理費」を 258 万円の減額でございます。

これは、印刷製本費や通信運搬費、委託料などの事務費の執行残見込額を 8,258 万円減額しますとともに、長寿・健康増進事業の事業費として、8,000 万円を追加し、差引で 258 万円の減額とするものでございます。

なお、この長寿・健康増進事業の事業費 8,000 万円については、先ほど歳入の方でご説明いたしましたが、全額が国庫補助対象となっているところでございます。

「４款 特別高額医療費共同事業拠出金」，「１項 特別高額医療費共同事業拠出金」を 2,258 万 3 千円の減額。

特別高額医療費共同事業は、各広域連合からの拠出金を財源として国保中央会が実施しておりますが、平成 21 年度の拠出金の額が確定しましたことにより、減額するものでございます。

「６款 基金積立金」，「１項 基金積立金」に 402 万 2 千円を追加。

これは、歳入で計上しております基金の運用による利子収入を、全額基金へ積み立てるために歳出予算で計上するものでございます。

「８款 諸支出金」，「１項 償還金及び還付加算金」を 429 万円の減額。

これは、平成 20 年度の調整交付金の返還額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

続きまして１１ページをお開きください。

第２表 債務負担行為補正でございます。

これは、平成２２年度の事業のうち、４月１日以降、直ちに実施しなくてはならない２件の事業について、２１年度中に入札事務を行う必要があるため、地方自治法第２１４条の規定に基づき、債務負担行為を追加するものでございます。

債務負担行為の内容につきましては、表の上の段でございますが、事項が「医療給付費の支給決定通知書等作成業務委託料」、期間が「平成２２年度」、限度額が「１,４６０万２千円」。

続いて表の下の方でございますが、事項が「事務代行業務委託料（葬祭費データ作成業務委託料）」、期間が「平成２２年度」、限度額が「１９５万１千円」の２件でございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。１５番細川議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

１５番細川議員。

◆１５番（細川雅子議員）

はい。それでは歳出の第１款総務費、総務管理費の先ほどご説明いただきました長寿・健康増進事業について３点ほどお尋ねいたします。

まず、この事業ですが、広域連合が取りまとめて、国のほうに額を提出したようですが、補助の対象となる事業名と、対象の事業になる事業の紹介と事業経費について、簡単で結構ですので、紹介をお願いいたします。

２点目としてこの事業実施計画書の提出の連絡が各市町に届いたのが１１月と聞いております。それぞれの町では必要性を感じながらも今年度の事業化するのが間に合わなかった市町もあるのではないかと危惧しているところではありますが、どのように認識しているのかお伺いします。

３点目でございますが、来年度以降についてでございますが、交付金の見通しについて、どのようにお考えなのか。また、この事業の必要性をどのようにご認識していられるのか、お尋ねします。以上お願いいたします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

まず第１点目でございますけれども、長寿・健康増進事業の内容ということでございますが、メニューといたしまして、６つのメニューがございます。１つ目は、健康教育・健康相談事業。それから２項目目が健康に関するリーフレットの提供、

3 項目目がスポーツクラブ・保養施設等の利用助成、4 項目目がスポーツ大会・レクリエーションの運営費の助成、5 項目目が医療と介護の連携強化モデル事業、それから6 項目目がその他の被保険者の健康増進のために必要と認められる事業、以上、メニューとしては6つの事業が掲げられております。今年度におきまして、12市町におきまして、延べ20事業、事業費として9,400万円を計画され、実施されているところでございます。その内8,000万円分につきまして、私ども広域連合といたしまして補助を行うこととしておるところでございます。

それから2点目、通知が遅れた理由ということでございますが、本事業は制度開始時の平成20年度中途におきまして急遽導入された制度でございまして財源は国の調整交付金を充てております。補助率は10分の10という形になっております。こういったこともございまして、市町におきまして既に実施されている、あるいは実施をこれからしていこうとする予定の事業に対して、時間的な関係上、補助金を交付した形になっております。

今後のやり方につきましては、今年度においても昨年と同様な状況でございまして、年度当初には補助対象事業・補助金額等が示されていないという状況でございまして、今回補助対象事業・補助金額等の通知がございましたので、それに基づきまして補正予算を計上したものでございます。国の財源が調整交付金ということもあろうかと思えますけれども、中身についてなかなか国の方から正式な通知等が来るということができておりません。その関係でどうしても先を見込んで事業を執行していく、市町からすれば、そういった形になった、ということになります。

来年度以降どうなるかということでございますけれども、来年度以降についても、現在国のほうから対象になる事業は示されておりませんが、人間ドックの助成事業につきましては、これは国の通知がございまして、来年度も継続したいという予定が示されています。しかし、その他の具体的な全体事業の交付基準等は示されておりませんので、これから国の方に長寿・健康増進事業の計画的な実施というものを要望したいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆15番（細川雅子議員）

はい。

○議長（土井哲男）

細川雅子議員。

◆15番（細川雅子議員）

ありがとうございます。国の方の計画が大変遅れてこういうことになったということなんですけれども、ほぼ半分の町が出していないということなんですけれども、私、実はこんなにたくさんあって、大変びっくりしたんですけれども、これらは単純に間に合わなかったというか、あらかじめやっていた町に関しては間に合ったけれども、そうじゃないところは、間に合わなかったという、必要性がなくてやらなかったという認識ではない、ということではよろしかったでしょうか。

○議長（土井哲男）
事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

各市町色々、取り組みをいただいている訳なのですが、内容を見ると2つあるかと思います。既存の事業を実施していくうえで、新たに財源が補填されるので、それを使おうというのと、いくつかの市町では、こういった制度があるので、それを機会にしてやっていこうという、2通りあると思います。しかしながら全体的に見ますと、まだ取り組みをされていない市町もございます。1つには国の補助率が10分の10でございますが、各都道府県ごとに上限が決まっています。広島県の場合では8,000万円でございますが、そういった事情があるということと、事業の内容というのが前年度にきちんと公表される訳でもございませんので、取り組みに躊躇される市町もあるかと思っております。

◆15番（細川雅子議員）
はい。

○議長（土井哲男）
細川議員。

◆15番（細川雅子議員）

ありがとうございます。来年度のことについては、ちょっと先走った質疑をさせていただきましたが、これは要望にはなるとは思いますが、特に小さな町などでは、なかなか、中でも高齢化率の高いところではやりたくてもできなかったり、財源が厳しい、大変厳しいところでやっておりますので、是非国の方にも強く要望していただきまして、間に合うように是非お願いいたします。要望で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（土井哲男）
ほかにありませんか。

◆4番（中森辰一議員）
議長。

○議長（土井哲男）
中森議員。

◆4番（中森辰一議員）

今の議論を聞いておりまして、要するに国がきちんと示さずに今頃になって

8,000 万円というお金を出してきたという訳なんですよ。来年度まだはっきりしていないということでは、来年度の事業も市町はできないのではないのかなと思うわけです。先ほど質疑をされた議員のほうからも要請がありましたけれども、恐らくこの 8,000 万円というお金は余るのではないかと思います。決算をしたときにあまり事業が行われていなかったということになりかねませんし、こういうことも来年度続くのであれば、来年も同じようになるのではないのかなと思います。今から要求をして、また補正ということになるのかな、と思うのですが、改めて、この事業の位置づけを国にもきちんと明確にさせていただいて、早く市町に、というか広域連合に、この問題についての国の考えと予算を示していただくということが必要だと思います。その点を改めて広域連合のほうにお考えをご確認しておきたいという点だけです。以上です。

○議長（土井哲男）

事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

今年度につきましては、今の時点で 8,000 万円の補助額に対しまして、事業費別は 9,400 万円ということですので、予算の不要が生じるということは今のところ予定しておりません。

来年度につきましては、この制度のそのものの財源が国の調整交付金というもので、財源としては、確定した国の事業費補助金ではありませんので、なかなか早い時期からということが難しいのかなという感じは持っております。いずれにしましても、長寿・健康増進事業というのは被保険者にとりましても自らの健康を確保あるいは、推進する事業として重要なものだと考えておりますので、引き続きこの事業が継続されるよう国の方に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土井哲男）

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第７ 「議案第５号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」

○議長（土井哲男）

次に、日程第７「議案第５号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第５号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」でございます。

議案資料の３ページをお開き下さい。

広域連合が加入しております、広島県市町総合事務組合を組織する一部事務組合のうち、「甲双衛生組合」が平成２２年３月３１日をもって解散し、広島県市町総合事務組合を脱退することとなり、組織団体数が３０団体から２９団体に減少いたします。

また、広島県市町総合事務組合の事務所の位置を「広島市中区基町１０番３号 広島県自治会館内」から「広島市中区鉄砲町４番１号」に変更することとなりました。

これらの異動に伴い、広島県市町総合事務組合においては組合規約の一部を改正されることとなりますが、この改正には、組合の構成団体である当広域連合の議会の議決が必要となるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。

お疲れ様でございました。議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案について、慎重にご審議の上、ご議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、円滑な制度運営につきまして、今後とも、皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願いさせていただきます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもお疲れ様でございました。

○議長（土井哲男）

議員各位におかれましては、案件について、熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げます。

これをもちまして、本臨時会を閉会いたします。

午後４時２１分

閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 末宗 龍司

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 馬上 勝登